京都市生活館条例施行規則の全部を改正する規則を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 81 号

京都市生活館条例施行規則の全部を改正する規則

京都市生活館条例施行規則の全部を次のように改正する。

京都市生活館条例施行規則

(使用許可の申請)

第1条 京都市生活館条例(以下「条例」という。)第4条の規定により使用の許可を 受けようとするものは、京都市生活館使用許可申請書(別記様式)を市長に提出し なければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の 初日から使用しようとする日の7日前まで受け付けるものとする。ただし、市長が 特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 市長は,第1条の規定による申請があった場合において,当該申請に係る使用を許可したときは,文書によりその旨を申請者に通知する。

(特別の設備)

第4条 条例第7条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式(第1条関係)

京都市生活館使用許可申請書

(あて先)京都市長	年 月 日
申請者の住所(団体にあっては、主たる事務	申請者の氏名(団体にあっては、名称及び代表
所の所在地)	者名)
	電話

京都市生活館条例第4条の規定により使用の許可を申請します。								
使用する施設	□和室			□洋室1			□洋室 2	
使用する日時	年	月	目	時	分から	時	分まで	
特別の設備の有無		□有				□無		
使用の目的								
使用する人数								

注 該当する□には、レ印を記入してください。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)